



平成28年10月14日
岡山市消費生活センター

クリーニングは受け渡しの時に要チェック!

事例:

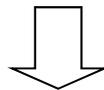
2カ月前に礼服をクリーニングに出した際、特殊なボタンがついているので特別な処理を頼んだ。その後、礼服を受け取ったが、しばらく着ないで置いておいた。

法事があり、礼服を取り出したところボタンが一つ壊れていたなので、クリーニング店に苦情を申し出たが、受け取りから1カ月以内しか補償しないとされた。

(70歳代 女性)



※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第238号より抜粋



★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- クリーニングでは、シミ、変色、紛失等の相談が寄せられています。衣類はクリーニング等する度に徐々に劣化します。クリーニングトラブルは複数の要素が重なって発生することが多く、原因や責任の特定が困難です。
- クリーニングを出すとき、受けとるときには、必ず衣類の状態を店側と一緒に確認しましょう。
- クリーニング業界ではトラブル解決のために「クリーニング事故賠償基準」を作成していますが、この基準はSマークやLDマークのある店舗に適用されます。独自の基準を設けている店もあります。利用する店舗のルールを確認することも大切です。
- 契約トラブルで困ったときには消費生活センターにご相談ください。

※ Sマーク（「クリーニング業に関する標準営業約款」の登録店）、LDマーク（クリーニング生活衛生同業組合の加盟店）。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分